

令和４年度
第５回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和４年８月３０日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第5回総会 議事録

令和4年8月30日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 事業計画変更承認意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積計画決定について

議案第6号 農用地利用配分計画案について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請許可報告について

報告第4号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について

報告第5号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：16名）

1 番 山内 磨砂樹	2 番 （欠席）
3 番 坂井 利弘	4 番 本多 幸信
5 番 伊藤 真澄	6 番 服田 裕二
7 番 森下 重信	8 番 戸松 勲
9 番 （欠席）	10 番 加藤 和敏
11 番 （欠席）	12 番 稲垣 哲夫
13 番 伊藤 真由美	14 番 野田 正広
15 番 浅野 富士男	16 番 武田 金之
17 番 成瀬 宏満	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：16名）

1 番 木村 光男	2 番 今井 賢次
3 番 鷺津 富夫	4 番 蟹江 勇夫

5 番 大嶋 茂
7 番 野田 義隆
9 番 土川 猛司
11 番 山中 政勝
13 番 夫馬 政義
15 番 高橋 紘治
17 番 菱川 善也

6 番 柴山 守男
8 番 吉田 善政
10 番 花木 定信
12 番 (欠席)
14 番 川合 一
16 番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：3名)

2 番 浅野 豊久
11 番 大橋 源一郎

(農地利用最適化推進委員：1名)

12 番 安藤 均

9 番 河邊 直喜

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 藤原 美乃里

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第5回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野富士男副会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野副会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定では、会長が総会の議長となっておりますが、本日は会長欠席のため、会長職務代理者の浅野富士男副会長さん、以後の議事の取り回しについて、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第5回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中16名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。12番 稲垣哲夫委員さん、13番 伊藤真由美委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転4件、賃借権設定1件です。詳細は、2ページをご覧ください。15番につきましては、経営拡大のため賃借権を設定されるものです。16番から18番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。19番につきましては、家族間の贈与により所有権を移転されるものです。なお、15番の賃借人と16番の譲受人は同じ方であり、今回2件の申請地を合算することで、経営面積が一宮市の下限面積である2,000㎡を上回ります。以上、農地法第3条許可5件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はござい

ませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」、それから、関連がございますので、議案第3号「事業計画変更承認意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

議案第2号と議案第3号について、一括してご説明申し上げます。議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第3号からご説明申し上げます。提出議案の8ページをご覧ください。

議案第3号は、事業計画変更承認意見決定についてです。本案は、過去に農地転用の許可を受けた案件について、事業内容に変更があった場合に申請をするものです。事業計画変更承認願いには2種類あり、建物の間取りや配置といった軽微な変更の場合は、事業計画変更承認願いの申請のみ行います。また、農地転用の許可を受ける人の変更や、許可を受けたい土地が増えるなどの大きな変更の場合は、事業計画変更承認願いの申請をしながら、もう一度農地転用の許可も受け直すこととなります。今月の申請は3件です。詳細は9ページをご覧ください。1番から3番の当初の計画者は、店舗を建築するため、令和3年1月20日付けにて、農地法第5条の許可を受けました。しかし、許可を受けた後、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営状態が悪化したため、店舗建築の計画を断念することとなりました。新たな転用計画では、当初の申請地を3つに分け、別々の承継者にて、診療所、店舗を建築する予定です。事業内容が大きく変更となりますので、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第5条の許可申請が承継者から提出されております。新たな5条許可申請は、6ページ議案第2号 101番、102番、103番として上程されております。

つづきまして、提出議案の３ページをご覧ください。議案第２号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第５条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転１０件、所有権移転及び賃借権設定１件、賃借権設定４件、使用貸借権設定４件です。詳細は、４ページから７ページとなります。４ページの９１番から５ページの１００番につきましては分家住宅、６ページの１０１番、１０２につきましては診療所、１０３番につきましては店舗を建築するものです。以上、１３件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、１０５番につきましては駐車場、７ページの１０６番につきましては駐車場及び通路、１０７番、１０８番につきましては資材置場、１０９番につきましては資材置場及び駐車場、１１０番につきましては太陽光発電設備として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。以上、農地法第５条許可１９件、事業計画変更承認意見決定３件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第２号、議案第３号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の１０ページをご覧ください。議案第４号について、ご説明申し上げます。

本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の

申請は1件です。詳細は、11ページをご覧ください。5番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるということで申請がなされています。以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の12ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、13ページから14ページとなります。1番から6番につきましては愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の15ページをご覧ください。議案第6号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用配分計画案についてです。詳細は、16ページから17ページとなります。

1番につきましては、2筆計1,080㎡について、使用貸借権を設定されるものです。つづきまして、17ページをご覧ください。2番につきましては、4筆計2,443㎡について、賃借権を設定されるものです。以上、農用地利用配分計画案2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号については、原案に対し異議なしとすることといたします。

【浅野議長】

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請許可報告について」
- ・報告第4号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について」
- ・報告第5号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの3件です。つづきまして3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから8ページまでの所有権移転21件、賃借権設定3件です。つづきまして9ページをご覧ください。報告第3号は、農地法第5条の規定による許可申請許可報告についてです。今月の報告は、10ページの1件です。つづきまして11ページをご覧ください。報告第4号は、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告についてです。今月の報告は、12ページの2件です。つづきまして13ページをご覧ください。報告第5号は、現況証明報告についてです。今月の報告は、14ページから15ページの7件です。以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものいたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書２冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後２時１５分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 富士男

署名者 稲垣 哲夫

署名者 伊藤 真由美